

告示 第1号

地方自治法第199条第9項の規定により提出した令和5年度定期監査の結果報告に対し、同条第14条の規程により、別紙のとおり公表する。

令和6年2月19日

南箕輪村代表監査委員 加 藤 篤

南箕輪村監査委員 都 志 今朝一

令和5年度定期監査 監査意見への回答

監査意見	回 答
<p>○総務課</p> <p>(1) 交通安全対策として南原区ゾーン 30 設置したが、その後の効果についての検証を実施されたい。</p> <p>○地域づくり推進課</p> <p>(1) 空き家対策について、将来空き家が増加することが予想される。専門職を配置するなど、早期の対応・取組ができる体制を検討されたい。</p> <p>○健康福祉課</p> <p>(1) 毎年、大腸がん検診の未回収容器代の費用が 10 万円ほど発生している状況ということであり、今後周知や回収の方法など検討され費用がなるべく発生しないようにされたい。</p>	<p>速度抑制や抜け道として通行する行為が抑制できているか、時間帯別に現場で調査を行うなど効果検証を実施します。</p> <p>令和6年度に区の業務の負担軽減のために集落支援員を配置することを予定しており、その職務の中に地区内の空き家の把握、見回り等を含めることを併せて検討しています。</p> <p>また、県の空き家等対策支援専門家派遣事業を活用しながら、空き家の利活用についての周知や立入調査の実施を考えています。</p> <p>現在はメール配信などで容器の返却について呼びかけていますが、来年度からは受診率向上も目指して、春の未受診者へ秋の検診についての受診勧奨をするとともに、未受診者には容器の返却について個別に通知していきます。</p>

<p>(2) 障がい者福祉計画が策定されてから、定期的に進捗率の確認や見直し検証等が行われていない状況ということであるので、第7次計画策定に向けて取り組みができるよう検討されたい。</p>	<p>障がい福祉計画に記載しているサービスごとの目標値等については、毎年度末に県に数値の報告を行っており、その際、見込量との乖離や推移の確認はしていました。</p> <p>障がい者計画に記載している施策等については、日々の業務の中でも確認していくとともに、第7次計画におきましては、各担当課と連携して検証を行い、PDCAを回していきます。</p>
<p>○観光森林課</p> <p>(1) 大芝関連施設の指定管理者である開発公社との契約について、開発公社が行うべき業務内容などの契約事項の詳細な項目について、再度協議・検討されたい。</p> <p>(2) フォレスト大芝について、現状利用実績があまりないような状況のため、今後の利活用について検討されたい。</p>	<p>指定管理対象施設が有する備品について、台帳整理等を早急に行うとともに、契約事項の詳細項目を再確認のうえ、開発公社と協議し、開発公社が行うべき業務内容等を明確にしていきます。</p> <p>指定管理を含め関係機関等と協議し、今後の活用を検討していきます。</p>

○教育委員会

(1) 現在、スポーツ推進基本計画を策定中であるが、策定後の進捗状況の確認・検証についても計画的に実施できるよう検討されたい。

○全体的事項

(1) 130万円を超える工事については、工事成績兼評定表を工事ごとで作成しているが、竣工検査員等が評点をつける際、担当ごとに評価方法にばらつきがあるように思われる。県の基準を参考にした村の基準もあると思われるが、評価基準の見直しと評点が入札等に生かされるような仕組みづくりを確認されたい。

スポーツ推進基本計画内に「成果指標と計画の検証」の項目があり、このなかで成果指標を設定しています。進捗状況の検証は期間内に適宜評価を実施し、目標年度の令和15年度に最終評価を行うこととしています。

また、年2回開催しているスポーツ推進審議会でも進捗状況などを確認していく予定です。

村発注工事等の入札に係る事務の担当課は、財務課になります。工事成績評定については、県に準じて評価方法を定め、運用を行っているところです。なお、この運用については平成11年から特に見直しを行ってきていないため、評価基準の見直しについて検討します。

また、現在、工事成績については経営審査事項に反映されており、入札の際の格付け等に活用されています。村では令和4年度から総合評価方式での一般競争を導入しており、現段階では大規模な工事を想定していることから、総合評価中の工事实績は国・県工事での工事成績を活用しているところです。今後は小規模な工事に総合評価を拡大していく中で、実績評価として村工事における工事成績の活用も検討していきます。

<p>(2) 公用車の車検切れが発生しないために考えられる範囲で対策がとられているが、今後も対策の継続実施を行い、同様の不祥事が発生しないように努められたい。</p>	<p>評点を入札等で活用するためには、客観的な基準となるよう適正な評価による評点を積み上げ、データ化していくことが必要になりますので、評価基準の見直しの検討及び評価方法の再確認を進めていきます。</p> <p>公用車の管理については、財務課において再発防止策を継続して実施していきます。また、担当課等が管理している車両（建設水道課、消防車両）についても財務課で実施状況の確認を行っています。</p>
---	---